

理 由 書 (案)

熊本都市計画区域の区域区分の変更に伴い、新たに用途地域を第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を指定する区域について、既存住宅及び隣接する低層住宅地における土地利用規制との整合を図り、日照等の良好な住居環境を保護するため、高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度を10mに定める。